

令和5年2月3日

## 答申書

京都市長 門川大作様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 居内 学



令和5年2月3日付けで諮問のありました令和5年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に改定することは、適当であると認める。

#### 2 出産育児一時金の支給額の改定について

出産育児一時金について、令和5年4月1日から産科医療補償制度の対象となる出産に対する支給額50万円とし、対象とならない出産に対して、支給額を48万8千円に改定することは適当であると認める。

あわせて、保険者として京都市は、別記の付帯意見について、誠実に実施されるよう要望する。

## 付 帯 意 見

### 1 被保険者に対する丁寧な説明について

今回の保険料の最高限度額の改定については、比較的負担の重い中間所得者層を中心とした、限度額に至らない世帯の負担軽減を図るためのものであるとの周知に努め、その必要性や内容を、被保険者に対して分かりやすく丁寧に説明されたい。

### 2 国に対する要望について

低所得者や高齢者の加入割合が高いといった国保制度の構造的課題の解決を図るため、様々な制度改革等が実施されてきたが、抜本的な解決には至っていない。引き続き、国に対し、医療保険制度の一本化とそれが実現するまでの財政措置の拡充を強く求めるべきである。